

福祉計画基本理念と基本視点について

第5次総合計画の基本構想と基本目標

1 まちづくりの基本理念

まちづくりにあたって、市民が主体で、みんなにやさしく、安心して快適に暮らすことができるよう「**人間性の尊重**」を基本理念とします。

2 目指すべき都市像

「心ふれあう 緑ゆたかな 住みよいまち」

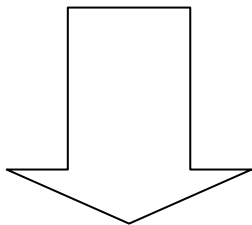
3 都市像を実現するための基本目標

安心していきいきと暮らせるまちづくり（健康・福祉）

安全で快適に住めるまちづくり（生活・環境）

人と文化をはぐくむまちづくり（文化・学習）

にぎわいと魅力のあるまちづくり（都市基盤・産業）



福祉計画の基本理念と基本視点

社会福祉法は第1条の目的で、福祉サービスの利用者の保護および地域における社会福祉の推進を、また第3条の福祉サービスの基本理念では、個人の尊厳の保持を掲げていますが、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、またはその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならないとしています。これにより「個人の尊厳」と「自立した日常生活」を重視した福祉施策の展開が求められています。

さらに、第5次府中市総合計画では、市民が主体で、みんなにやさしく、安心し

て快適に暮らすことができるよう「人間性の尊重」をまちづくりの基本理念とし、「心ふれあう 緑ゆたかな 住みよいまち」の実現を目指しています。

これらの考え方を踏まえ、地域の人々と行政や福祉関係者がお互いに協力し、すべての市民が人として尊重され、生涯にわたって地域で自立していきいきと生活できる豊かな社会を築くため、福祉の各分野に共通する基本理念と基本視点を次のとおり方向づけ、市民福祉の一層の向上に努めます。

基本理念

安心していきいきと暮らせるまちづくり

—みんなでつくる、みんなの福祉—

基本視点

1 利用者本位の福祉サービスの実現

利用者が福祉サービスを選択する制度への転換が一層進むなかで、十分な情報提供、相談体制の充実、利用者の人権の尊重と保護など、利用者本位の福祉サービスの実現を目指します。

2 生涯にわたって「自立」を支える福祉の実現

市民一人ひとりの尊厳を重視し、サービスを利用する人々が地域で心身ともに健やかに、生涯にわたって自立した生活を送ることができる福祉の実現を目指します。

3 地域で支える福祉の実現

行政だけでなく、福祉関係の機関・団体・施設、民間事業者、福祉NPO、ボランティア団体、あらゆる市民等との連携・協力体制により、地域で支える福祉の実現を目指します。

4 市民との協働による幅広い福祉の実現

身近な地域社会において、人と人との絆を大切にしながら、市民自らが参加し、自発的に支えあい、さまざまな主体と協働して進める幅広い福祉の実現を目指します。